

(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域等)

(1) 本市は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す 場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 本市は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 本市は、(1) 及び (2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、本市の責めに帰すべき事由がない場合には、本市は賠償の責任を負いません。

(4) 本市は以下のとおり払出エリア (一般ガス導管事業の供給区域及び特定ガス導管事業の区間) を定めます。

1. 供給区域

宮城県仙台市 青葉区

	町 名
	旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘四丁目
	愛子中央一丁目、愛子中央二丁目、愛子中央三丁目、愛子中央四丁目、 愛子中央五丁目、愛子中央六丁目
	愛子東一丁目、愛子東二丁目、愛子東三丁目、愛子東四丁目、愛子東五丁目、 愛子東六丁目
	荒巻本沢一丁目、荒巻本沢二丁目、荒巻本沢三丁目
	一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目
	五橋一丁目、五橋二丁目
	大町一丁目、大町二丁目
	小田原四丁目、小田原五丁目、小田原六丁目、小田原七丁目、小田原八丁目
	落合一丁目、落合二丁目、落合三丁目、落合四丁目、落合五丁目、落合六丁目
	折立二丁目、折立三丁目、折立四丁目、折立五丁目、折立六丁目 (下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である青葉西ネオポリスの供給地点 を除く。)
	折立一丁目
	貝ヶ森一丁目、貝ヶ森二丁目、貝ヶ森三丁目、貝ヶ森四丁目、貝ヶ森五丁目、 貝ヶ森六丁目
	花京院一丁目、花京院二丁目
	柏木一丁目、柏木二丁目、柏木三丁目
	片平一丁目、片平二丁目
	上杉一丁目、上杉二丁目、上杉三丁目、上杉四丁目、上杉五丁目、上杉六丁目

	町名
	<p>川平一丁目、川平二丁目、川平三丁目、川平四丁目、川平五丁目</p> <p>北根一丁目、北根二丁目、北根三丁目、北根四丁目</p> <p>北山一丁目、北山二丁目、北山三丁目</p> <p>木町通一丁目、木町通二丁目</p> <p>国見一丁目、国見二丁目、国見三丁目、国見四丁目、国見五丁目、国見六丁目</p> <p>国見ヶ丘一丁目、国見ヶ丘二丁目、国見ヶ丘三丁目、国見ヶ丘四丁目、 国見ヶ丘五丁目、国見ヶ丘六丁目、国見ヶ丘七丁目</p> <p>栗生一丁目、栗生二丁目、栗生三丁目、栗生四丁目、栗生五丁目、栗生六丁目、 栗生七丁目</p> <p>国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目</p> <p>小松島一丁目、小松島二丁目、小松島三丁目、小松島四丁目</p> <p>米ヶ袋一丁目、米ヶ袋二丁目、米ヶ袋三丁目</p> <p>鷺ヶ森一丁目、鷺ヶ森二丁目</p> <p>桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、 桜ヶ丘六丁目、桜ヶ丘七丁目、桜ヶ丘八丁目、桜ヶ丘九丁目</p> <p>西花苑一丁目、西花苑二丁目</p> <p>台原一丁目、台原二丁目、台原三丁目、台原四丁目、台原五丁目、台原六丁目、 台原七丁目</p> <p>高野原一丁目、高野原二丁目、高野原三丁目、高野原四丁目</p> <p>高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目</p> <p>中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目</p> <p>土樋一丁目</p> <p>堤町一丁目、堤町二丁目、堤町三丁目</p> <p>角五郎一丁目、角五郎二丁目</p> <p>東照宮一丁目、東照宮二丁目</p> <p>通町一丁目、通町二丁目</p> <p>中江一丁目、中江二丁目</p> <p>中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、中山五丁目、中山六丁目、 中山七丁目、中山八丁目、中山九丁目</p> <p>中山台一丁目、中山台二丁目、中山台三丁目、中山台四丁目</p>

	町名
	<p>中山吉成一丁目、中山吉成二丁目、中山吉成三丁目</p> <p>錦町一丁目、錦町二丁目</p> <p>八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、八幡七丁目</p> <p>東勝山一丁目、東勝山二丁目、東勝山三丁目</p> <p>双葉ヶ丘一丁目、双葉ヶ丘二丁目</p> <p>本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目</p> <p>水の森一丁目、水の森二丁目、水の森三丁目、水の森四丁目</p> <p>南吉成一丁目、南吉成二丁目、南吉成三丁目、南吉成四丁目、南吉成五丁目、南吉成六丁目、南吉成七丁目</p> <p>宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、宮町五丁目</p> <p>吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目</p> <p>吉成台一丁目、吉成台二丁目</p> <p>青葉町、青葉山、あけぼの町、荒巻神明町、荒巻中央、梅田町、大手町、霊屋下、春日町、花壇、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内川前丁、川内三十人町、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内元支倉、川内山屋敷、川内澱橋通、菊田町、北根黒松、北目町、木町、小松島新堤、桜ヶ岡公園、三条町、子平町、昭和町、星陵町、台原森林公園、滝道、立町、千代田町、堤通雨宮町、中山台西、新坂町、西勝山、支倉町、葉山町、広瀬町、福沢町、藤松、二日町、山手町、臨済院</p>
荒巻	青葉、三居沢、仁田谷地
芋沢	大害、大竹新田、大竹新田下、黒森山の一部（東北自動車道東側）、権現森山の一部（東北自動車道東側）、横前、吉成、吉成西の一部（東北自動車道東側）、吉成東、吉成山の一部
上愛子	榎、街道、上町、北原、北原道上、屋敷前 （下記のうち国道 48 号の北側及び東側） 蛇台原、新宮前、樋田
郷六	石山、大霜、大森、久保、郷六上、郷六山、笹ノ上、庄子、館、出戸、沼田、針金、宮、屋敷、四ツ谷堀敷 （下記のうち東北自動車道の東側） 葛岡、葛岡下、龍沢
下愛子	神下、川辺、観音、窪、斉、清水端、立車、月橋、堤下、鶴、西風蕃山の一部、二本松、畑合、廣間、町、棟林、本木、本木裏、本木前、横町前 （下記のうち国道 48 号の北側） 稲荷前、観音堂、松ノ木下、山岸
茂庭	小畑山、杉ノ沢、滝沢、立沢北、立沢南、綱木裏山、綱木東、綱木前山、寺下、

## 宮城県仙台市 青葉区

	町	名
	松山、湯ノ沢	

## 宮城県仙台市 宮城野区

	町	名
	安養寺一丁目、安養寺二丁目、安養寺三丁目	
	出花一丁目、出花二丁目、出花三丁目	
	岩切一丁目、岩切二丁目、岩切三丁目	
	岩切分台一丁目、岩切分台二丁目、岩切分台三丁目	
	扇町一丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、扇町四丁目、扇町五丁目、扇町六丁目、扇町七丁目	
	小田原一丁目、小田原二丁目、小田原三丁目	
	蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目	
	小鶴一丁目、小鶴二丁目、小鶴三丁目	
	五輪一丁目、五輪二丁目	
	幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、幸町五丁目	
	栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目	
	清水沼一丁目、清水沼二丁目、清水沼三丁目	
	白鳥一丁目、白鳥二丁目	
	新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目	
	新田東一丁目、新田東二丁目、新田東三丁目、新田東四丁目、新田東五丁目	
	仙台港北一丁目、仙台港北二丁目	
	高砂一丁目、高砂二丁目	
	田子一丁目、田子二丁目、田子三丁目	
	田子西一丁目、田子西二丁目、田子西三丁目	
	館町一丁目、館町二丁目	
	榴岡一丁目、榴岡二丁目、榴岡三丁目、榴岡四丁目、榴岡五丁目	
	燕沢一丁目、燕沢二丁目、燕沢三丁目	
	燕沢東一丁目、燕沢東二丁目、燕沢東三丁目	
	鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、鶴ヶ谷四丁目、鶴ヶ谷五丁目、鶴ヶ谷六丁目、鶴ヶ谷七丁目、鶴ヶ谷八丁目	

宮城県仙台市 宮城野区

	町名
	<p>鶴ヶ谷北一丁目、鶴ヶ谷北二丁目</p> <p>鶴ヶ谷東一丁目、鶴ヶ谷東二丁目、鶴ヶ谷東三丁目、鶴ヶ谷東四丁目</p> <p>鶴巻一丁目、鶴巻二丁目</p> <p>中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目</p> <p>苦竹一丁目、苦竹二丁目、苦竹三丁目、苦竹四丁目</p> <p>萩野町一丁目、萩野町二丁目、萩野町三丁目、萩野町四丁目</p> <p>原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、原町四丁目、原町五丁目、原町六丁目</p> <p>東仙台一丁目、東仙台二丁目、東仙台三丁目、東仙台四丁目、東仙台五丁目、東仙台六丁目、東仙台七丁目</p> <p>日の出町一丁目、日の出町二丁目、日の出町三丁目</p> <p>福田町一丁目、福田町二丁目、福田町三丁目、福田町四丁目</p> <p>福田町南一丁目、福田町南二丁目</p> <p>福室一丁目、福室二丁目、福室三丁目、福室四丁目、福室五丁目、福室六丁目、福室七丁目</p> <p>平成一丁目、平成二丁目</p> <p>港一丁目、港二丁目、港三丁目、港四丁目（ただし、仙台市公報第 2390 号仙台市告示 525 号における住居表示の変更に伴い同町に包含された公有水面の埋立てによりあらたに生じた土地の部分を除く。）</p> <p>宮城野一丁目、宮城野二丁目、宮城野三丁目</p> <p>宮千代一丁目、宮千代二丁目、宮千代三丁目</p> <p>銀杏町、大槻、岡田西町、小田原牛小屋丁、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町、花京院通、蟹沢、車町、自由ヶ丘、仙石、高瀬町、榴ヶ岡、鉄砲町、鉄砲町中、鉄砲町西、鉄砲町東、名掛丁、西宮城野、二十人町、二十人町通、二の森、東宮城野、東六番丁、福住町、柊江、松岡町、南目館、元寺小路</p>
岩切	全 域（ただし、青麻沢、洞ヶ沢を除く）
岡田	<p>岡田前の一部、春日田、上岡田の一部、上高土手、北在家、北高屋敷、北帆海房、久太郎東、久兵エ前、小広目、下高土手、大日前、寺袋前、道場前、八間谷地、前田、南在家、南高屋敷、明神東</p> <p>（下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である港南グリーンパークの供給地点を除く。）</p> <p>寺袋浦</p>
神谷沢	金沢
小鶴	全 域
田子	全 域

## 宮城県仙台市 宮城野区

	町	名
燕沢	全	域
鶴ヶ谷	全	域
原町苦竹	全	域
福室	全	域
蒲生	荒田、石神、榎、榎下、荻袋、上蒲沼、北上河原、北中河原、雑子袋、下蒲沼、下袋、下屋倉、高原、塚田、土手前、中袋、鍋沼、鍋沼前、西屋敷添、二本木、二本木南、沼沢、念仏田、原屋敷、東城道田、東屋敷添、袋西第一、町、南上河原、耳取、屋倉、屋敷、四ツ辺 (下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である港南グリーンパークの供給地点を除く。) 上屋倉、北城道田、北屋ヶ城、中屋倉、南城道田、南屋ヶ城	
中野	阿弥陀堂、出花、出花西、大貝沼、上小袋田、柄越、北上、腰廻、四反田、下小袋田、新田、神明、杉本、高橋前、高松、只屋敷、寺前、西原、沼頭、沼向、掃沼、船入、向田、柳原	
原町南目	町	

## 宮城県仙台市 若林区

	町	名
	荒井一丁目、荒井二丁目、荒井三丁目、荒井四丁目、荒井五丁目、荒井六丁目、荒井七丁目、荒井八丁目	
	荒井東一丁目、荒井東二丁目（ただし、県道荒浜原町線上のうち市道荒井東6号線から南東側を除く。）	
	伊在一丁目、伊在二丁目、伊在三丁目	
	五橋三丁目	
	今泉一丁目、今泉二丁目	
	沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目、沖野五丁目、沖野六丁目、沖野七丁目	
	卸町一丁目、卸町二丁目、卸町三丁目、卸町四丁目、卸町五丁目	
	卸町東一丁目、卸町東二丁目、卸町東三丁目、卸町東四丁目、卸町東五丁目	
	霞目一丁目、霞目二丁目	
	上飯田一丁目、上飯田二丁目、上飯田三丁目、上飯田四丁目	
	河原町一丁目、河原町二丁目	
	木ノ下一丁目、木ノ下二丁目、木ノ下三丁目、木ノ下四丁目、木ノ下五丁目	
	新寺一丁目、新寺二丁目、新寺三丁目、新寺四丁目、新寺五丁目	

## 宮城県仙台市 若林区

	町名
	土樋一丁目 遠見塚一丁目、遠見塚二丁目、遠見塚三丁目 中倉一丁目、中倉二丁目、中倉三丁目 なないろの里一丁目、なないろの里二丁目、なないろの里三丁目 古城一丁目、古城二丁目、古城三丁目 南小泉一丁目、南小泉二丁目、南小泉三丁目、南小泉四丁目 大和町一丁目、大和町二丁目、大和町三丁目、大和町四丁目、大和町五丁目 連坊一丁目、連坊二丁目 若林一丁目、若林二丁目、若林三丁目、若林四丁目、若林五丁目、若林六丁目、若林七丁目 荒井南、荒町、石垣町、石名坂、一本杉町、裏柴田町、表柴田町、かすみ町、蒲町、蒲町東、穀町、榎木通、五十人町、三百人町、清水小路、白萩町、志波町、新弓ノ町、豊屋丁、土樋、鶴代町、遠見塚東、堰場、成田町、二軒茶屋、西新丁、八軒小路、東新丁、東七番丁、東八番丁、東九番丁、舟丁、文化町、保春院前丁、南石切町、南鍛冶町、南材木町、南染師町、元茶畑、弓ノ町、連坊小路、六郷、六十人町、六丁の目北町、六丁の目中町、六丁の目西町、六丁の目東町、六丁の目南町、六丁の目元町
荒井	揚場の一部、丑ノ頭、梅ノ木、上目南、遠藤西、神屋敷北、神屋敷西、川田の一部、沓形、十呂盤、十呂盤東、中在家、浜田西の一部、浜田東の一部、東の一部、広瀬東、広瀬前、平堀、堀添、南原田、矢取東の一部、四ツ谷西の一部
飯田	河原
伊在	全 域
今泉	久保田東、築道南
沖野	高野、高野南、館東、洞円寺
霞目	全 域
蒲町	全 域
上飯田	全 域
下飯田	築道、遠谷地
長喜城	全 域
南小泉	全 域
六丁目	全 域

## 宮城県仙台市 若林区

	町名
日辺	沖田東の一部、高田

## 宮城県仙台市 太白区

	町名
	青山一丁目、青山二丁目
	あすと長町一丁目、あすと長町二丁目、あすと長町三丁目、あすと長町四丁目
	泉崎一丁目、泉崎二丁目
	大野田一丁目、大野田二丁目、大野田三丁目、大野田四丁目、大野田五丁目
	鉤取一丁目、鉤取二丁目、鉤取三丁目、鉤取四丁目
	鉤取本町一丁目、鉤取本町二丁目
	鹿野一丁目、鹿野二丁目、鹿野三丁目
	上野山一丁目、上野山二丁目、上野山三丁目
	郡山一丁目、郡山二丁目、郡山三丁目、郡山四丁目、郡山五丁目、郡山六丁目、郡山七丁目、郡山八丁目
	金剛沢一丁目、金剛沢二丁目、金剛沢三丁目
	太白一丁目、太白二丁目、太白三丁目
	土手内一丁目、土手内二丁目、土手内三丁目
	富沢一丁目、富沢二丁目、富沢三丁目、富沢四丁目
	富沢西一丁目、富沢西二丁目、富沢西三丁目、富沢西四丁目、富沢西五丁目
	富沢南一丁目、富沢南二丁目
	中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中田四丁目、中田五丁目、中田六丁目、中田七丁目
	長町一丁目、長町二丁目、長町三丁目、長町四丁目、長町五丁目、長町六丁目、長町七丁目、長町八丁目
	長町南一丁目、長町南二丁目、長町南三丁目、長町南四丁目
	西多賀一丁目、西多賀二丁目、西多賀三丁目、西多賀四丁目、西多賀五丁目
	西中田一丁目、西中田二丁目、西中田三丁目、西中田四丁目、西中田五丁目、西中田六丁目、西中田七丁目
	西の平一丁目、西の平二丁目
	旗立一丁目、旗立二丁目、旗立三丁目



	町名
	<p>八本松一丁目、八本松二丁目</p> <p>東郡山一丁目、東郡山二丁目</p> <p>東中田一丁目、東中田二丁目、東中田三丁目、東中田四丁目、東中田五丁目、東中田六丁目</p> <p>人来田一丁目、人来田二丁目、人来田三丁目</p> <p>袋原一丁目、袋原五丁目、袋原六丁目            (下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である信三東陽苑の供給地点を除く)            袋原二丁目の一部、袋原三丁目、袋原四丁目</p> <p>三神峯一丁目、三神峯二丁目</p> <p>緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目</p> <p>向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目</p> <p>茂ヶ崎一丁目、茂ヶ崎二丁目、茂ヶ崎三丁目、茂ヶ崎四丁目</p> <p>茂庭台一丁目、茂庭台二丁目、茂庭台三丁目、茂庭台四丁目、茂庭台五丁目</p> <p>八木山東一丁目、八木山東二丁目</p> <p>八木山本町一丁目、八木山本町二丁目</p> <p>八木山南一丁目、八木山南二丁目、八木山南三丁目、八木山南四丁目、八木山南五丁目、八木山南六丁目</p> <p>柳生一丁目、柳生二丁目、柳生三丁目、柳生四丁目、柳生五丁目、柳生六丁目、柳生七丁目</p> <p>芦の口、大罫町、大谷地、鹿野本町、恵和町、越路、桜木町、佐保山の一部、諏訪町、砂押町、砂押南町、太子堂、長嶺、日本平、根岸町、萩ヶ丘、羽黒台、東大野田、ひより台、二ツ沢、松が丘、御堂平、南大野田、門前町、八木山香澄町、八木山松波町、八木山緑町、八木山弥生町、山田上ノ台町、山田北前町、山田自由ヶ丘、山田新町、山田本町、若葉町</p>
大野田	全 域
鉤取	青木罫、一本杉、新田町、西根添、東根添、町、向原前、谷地田
郡山	全 域 (ただし、新新田西、新新田東を除く。)
四郎丸	大宮、岡谷地、落合、桜木、昭和上、昭和裏、昭和北、昭和中、昭和前、新田、神明、田中、地藏前、戸ノ内、土浮、浜堀、原東、吹上、弁天、前、芳塚、渡道
富沢	川前、川前東、金剛沢、下ノ内、下ノ内前、外河原、多賀社前、館、館東、中河原、堀ノ内、前小路、松山、宮崎、山口
中田町	荒屋敷、後河原、鎌ヶ淵、北、境、清水、神明東、杉ノ下、千刈田、寺浦、二軒橋、東、法地北、法地南、前沖北

## 宮城県仙台市 太白区

	町名
長町	(下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である仙台市中田前沖団地の供給地点を除く。) 前沖
袋原	全 域
袋原	内手、小平、小原、堰場、平、台、畑中、平淵
茂庭	上ノ原山、生出前、生出森東の一部(東北自動車道の東側)、大堤、坂ノ下、佐保山北、立石、梨野中、梨野西、梨野東、沼原、人来田中、人来田東、人来田山、馬越石、嶺山、矢倉木 (下記のうち簡易ガス事業の供給地点群であるリバースタウン榎平の供給地点を除く。) 人来田西
柳生	全 域
山田	岩崎、欠ノ上前、新田堀下中の一部、清太原、竹ノ内前の一部、田中前、汚田通、根岸前

## 宮城県仙台市 泉区

	町名
	明石南一丁目、明石南二丁目、明石南三丁目、明石南四丁目、明石南五丁目、明石南六丁目
	明通一丁目、明通二丁目、明通三丁目、明通四丁目
	朝日一丁目、朝日二丁目
	旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目
	泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、泉ヶ丘三丁目、泉ヶ丘四丁目、泉ヶ丘五丁目
	泉中央一丁目、泉中央二丁目、泉中央三丁目、泉中央四丁目
	大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目
	桂一丁目、桂二丁目、桂三丁目、桂四丁目
	上谷刈一丁目、上谷刈二丁目、上谷刈三丁目、上谷刈四丁目、上谷刈五丁目、上谷刈六丁目
	加茂一丁目、加茂二丁目、加茂三丁目、加茂四丁目、加茂五丁目
	北中山一丁目、北中山二丁目、北中山三丁目、北中山四丁目
	黒松一丁目、黒松二丁目、黒松三丁目
	向陽台一丁目、向陽台二丁目、向陽台三丁目、向陽台四丁目、向陽台五丁目
	将監一丁目、将監二丁目、将監三丁目、将監四丁目、将監五丁目、将監六丁目、将監七丁目、将監八丁目、将監九丁目、将監十丁目、将監十一丁目、将監十二丁目、将監十三丁目

宮城県仙台市 泉区

	町 名
	<p>将監殿一丁目、将監殿二丁目、将監殿三丁目、将監殿四丁目、将監殿五丁目</p> <p>松陵一丁目、松陵二丁目、松陵三丁目、松陵四丁目、松陵五丁目</p> <p>住吉台西一丁目、住吉台西二丁目、住吉台西三丁目、住吉台西四丁目</p> <p>住吉台東一丁目、住吉台東二丁目、住吉台東三丁目、住吉台東四丁目、住吉台東五丁目</p> <p>高森一丁目、高森二丁目、高森三丁目、高森四丁目、高森五丁目、高森六丁目、高森七丁目、高森八丁目</p> <p>長命ヶ丘一丁目、長命ヶ丘二丁目、長命ヶ丘三丁目、長命ヶ丘四丁目、長命ヶ丘五丁目、長命ヶ丘六丁目</p> <p>鶴が丘一丁目、鶴が丘二丁目、鶴が丘三丁目、鶴が丘四丁目</p> <p>寺岡一丁目、寺岡二丁目、寺岡三丁目、寺岡四丁目、寺岡五丁目、寺岡六丁目</p> <p>天神沢一丁目、天神沢二丁目</p> <p>南光台一丁目、南光台二丁目、南光台三丁目、南光台四丁目、南光台五丁目、南光台六丁目、南光台七丁目</p> <p>南光台東一丁目、南光台東二丁目、南光台東三丁目</p> <p>南光台南一丁目、南光台南二丁目、南光台南三丁目</p> <p>西中山一丁目（ただし、泉第二中山地区住居表示事業に伴い包含された実沢字八乙女堰上、実沢字八乙女前、実沢字八乙女持山の部分を除く。）、西中山二丁目</p> <p>虹の丘一丁目、虹の丘二丁目、虹の丘三丁目、虹の丘四丁目</p> <p>南中山一丁目、南中山二丁目、南中山三丁目、南中山四丁目、南中山五丁目、南中山六丁目</p> <p>紫山一丁目、紫山二丁目、紫山三丁目、紫山四丁目、紫山五丁目</p> <p>八乙女一丁目、八乙女二丁目、八乙女三丁目、八乙女四丁目</p> <p>八乙女中央一丁目、八乙女中央二丁目、八乙女中央三丁目、八乙女中央四丁目、八乙女中央五丁目</p> <p>館一丁目、館二丁目、館三丁目、館四丁目、館五丁目、館六丁目、館七丁目</p> <p>山の寺一丁目、山の寺二丁目、山の寺三丁目</p> <p>泉中央南、永和台、北高森、高玉町、長命ヶ丘東、東黒松、歩坂町、本田町、みずほ台、友愛町</p>
市名坂	<p>阿久土、油田、石止、御釜田、岡本、沖、鹿島、窪田、黒木川原、小柳、清水端、新門前、砂押、善正寺、高倉、高島、高玉、高玉川原、竹内、寺下、</p>

	町名
	天神沢、鳥井原、堂林、中川原、中原、中道、檜町、新道、西裏、野蔵、野添、萩清水、原田、東裏、古川、前沖、町、万吉前、南前、明神、本町、本屋敷、谷地、柳清水、山岸
小角	芦沢、上行沢の一部、窪上、杉下、杉下前、館前、大満寺、白山、原前、日陰
上谷刈	赤坂、大平東、上鶴巻、窪、小堤、古堤、小梨沢、三平、三平東、下鶴巻、治郎兵衛下、館、長命、長命岫、長命東、塚、堤下、遠聖堂、鳥谷、中沢、沼、沼下、羽黒山、橋元、原、平田、松林東、丸太、丸太道添、丸山、道北、宮林後、向河原、向原、山添 (下記のうち県道根白石塩釜線の北側) 松林
実沢	小豆嶋五百刈、小豆嶋屋敷、居久根山、石保、男生山、釜ヶ沢前沢、釜ヶ沢山、釜淵、勘太山、菅野屋敷、橋川屋敷、木村持山堤下、桐ヶ崎屋敷の一部、新松山、関場上、高城、立田荒谷地、立田新屋敷、立田原、立田銘、立田屋敷、立田山、館後、館沢堤下、伝城上、伝城下、飛観音、戸平、道祖神、中山北、中山南、西山、二ノ関下上、二ノ関下河原一番、二ノ関下河原二番、二ノ関西、二ノ関屋敷、萩屋敷、畑中、番堂山、広畑、樋渡、細櫛、細櫛向芦沢、細櫛向下、向山、茂倉山、森子田、八乙女、八乙女魚留、八乙女出戸、八乙女札原下、八乙女屋敷
七北田	赤生津、大沢、大沢明通、大沢大谷、大沢柏、大沢上蛇石、大沢上前、大沢木戸、大沢黒崎、大沢小松、大沢境、大沢大ヶ沢、大沢鳥谷ヶ沢、大沢銅谷、大沢殿、大沢中沢、大沢日焼、大沢丸山、大沢向原、大沢杳田、駕籠沢、欠下、郷北沢、境、笹、白水沢、新田、菅間、菅間官林、杉ノ田、堰、高柳、滝原、田中、堤、寺沢、七ツ沼、新道、念仏、野山、東裏、日野、町、道、八乙女、柳 (下記のうち国道4号仙台バイパスの西側) 二本柳、古内、古川、朴木沢、山ノ寺
西田中	稲荷沢、稲荷沢東、大堤、大堤前、加賀屋敷、上河原、上河原北、上河原西、上道下、上道下中、上道下西、萱場、萱場向、北屋敷、小倉、小倉中、小倉山、小坂、才ノ前、沢ノ口、清水沢、堰下、露払堤下、露払西、露払屋敷、中屋敷、中屋敷西、並木、並木南、根添、萩坂、萩坂前、萩坂前上、松下、道合、道下、三森山、山崎南 (下記のうち市道根ノ添大堤線の南側で、農道萱場7号線の東側) 萱場中
根白石	青笹山の一部、荒田、石倉山の一部、陰沼、銅谷、銅谷堤下、銅谷的場、銅谷明神下の一部、銅谷屋敷、銅谷山の一部、原田、針生山の一部、紫山、行木沢の一部、行木沢東の一部
野村	愛宕、鑑坂、石保、板川、一本杉、上台、上台前、大涛、桂島、桂島東、川ノ上、源吉、小菅西、小菅東、小菅山、駒女沢、才兵衛、坂下、作蔵、沢目、下西河原、新桂島前、新田、新平山、新平山後、菅間前、千刈田、高森、立田原、太斉山、堤下、天皇、天皇前、東原前、東原屋敷、筒岫、筒岫中、筒岫東、筒岫前、中河原、中原、名代、西坂、西原、西原沢、仁平、登田、萩塚、八幡前、林田、原田、馬場屋敷、東河原、吹附、二重袋、二重袋前、舞台、弁天、松林、丸山、明神後、明神前、本七北田、守、門前、谷地、山下、山寺 (下記のうち県道根白石塩釜線の北側) 内林、上野、東原東

宮城県仙台市 泉区

	町名
古内	畑沢
松森	<p>阿賀途、赤沼、戌亥沢、岩久保、後沢、後田、内町、浦田、岡本前、鹿島、上河原、河原、小迫、斉兵衛、坂下、刺松、沢目、下町、下河原、新庄、新田、陣ヶ原、住吉、関場、堰堀、太子堂、田中、台、台谷地、堤下、中河原、中道、長岫、西沢、鼠堂、野々免、八合の一部、東沢、不動、歩坂、仏沢、本田、前ヶ沢、前田、前沼、松木沢、茗茄沢、明神、八沢</p> <p>(下記のうち県道泉塩釜線の北側) 陣ヶ前の一部 (下記のうち県道泉塩釜線の南側で、市道宝堰前沼線の西側及び市道東仙台泉線の東側を除く。) 城前の一部 (下記のうち七北田川の北側) 館の一部</p>

宮城県多賀城市

	町名
	<p>浮島一丁目、浮島二丁目</p> <p>大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目</p> <p>笠神二丁目、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目 笠神一丁目の一部(3番・14番・15番・16番を除く)</p> <p>下馬一丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目 下馬二丁目の一部(11番と12番を除く)</p> <p>栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目</p> <p>桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目</p> <p>城南一丁目、城南二丁目</p> <p>高崎一丁目、高崎二丁目、高崎三丁目</p> <p>高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目</p> <p>中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目</p> <p>鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目</p> <p>伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目</p> <p>留ヶ谷一丁目、留ヶ谷三丁目</p> <p>東田中一丁目、東田中二丁目</p> <p>町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目</p> <p>丸山一丁目、丸山二丁目</p> <p>宮内一丁目、宮内二丁目</p> <p>明月一丁目、明月二丁目</p>

宮城県多賀城市

	町名
	八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目
市川	多賀前
岩切	昭和、分台
浮島 山王	沢前、宮前 北寿福寺、毛上、三千刈、山王一区、山王五区、千刈田、西町浦、南寿福寺 (下記のうちJR東北本線の北側) 掃下し、東町浦
高崎	全 域
中野	上小袋田、沼頭、沼向
高橋	全 域
南宮	一里塚、伊勢、浦山、上南宮、毛上、庚申、山王谷地、八幡、町、道下
新田	後、上、上河原、北、北安楽寺、北熊ノ田、北関合、下、下河原、下川前、 新後、中、西、西後、初向、袋、古川、堀西、南安楽寺、南関合、六歳
東田中	全 域
八幡	全 域

宮城県名取市

	町名
	愛の杜一丁目、愛の杜二丁目
	飯野坂七丁目
	大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、 大手町六丁目
	小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目
	相互台一丁目、相互台二丁目、相互台三丁目、相互台四丁目
	相互台東一丁目、相互台東二丁目
	那智が丘一丁目、那智が丘二丁目、那智が丘三丁目、那智が丘四丁目、 那智が丘五丁目
	名取が丘一丁目、名取が丘二丁目、名取が丘三丁目、名取が丘四丁目、 名取が丘五丁目、名取が丘六丁目
	箱塚一丁目、箱塚二丁目
	みどり台一丁目、みどり台二丁目、みどり台三丁目
	愛島郷一丁目、愛島郷二丁目
	ゆりが丘一丁目、ゆりが丘二丁目、ゆりが丘三丁目、ゆりが丘四丁目、 ゆりが丘五丁目

## 宮城県名取市

	町	名
上余田	西田	
高館熊野堂	飛鳥、飛鳥西、石畑山、岩口上、岩口下、岩口中、岩口南、大沢、大沢後山、大沢中、大沢前山、大原山、小畑山、上棟沢、五反田、五反田山、棟、棟沢下山、大門山、堀切山、谷地前西、余方上、余方上西、余方上東、余方川端、余方下、余方下東、余方中、余方中西、余方中東	
田高	清水、神明、原 (下記のうち東北本線の西側) 南	
手倉田	諏訪、堰根、箱塚屋敷、八幡、山	
愛島小豆島	五郎市、末無窪、長坂、塗屋、東後谷地	
愛島笠島	泉、北台、西小泉、野田、東小泉、北東宮下、南台	
愛島塩手	下田、西野田、野田、野田山、東野田、前野田	

## 宮城県富谷市

	町	名
		明石台一丁目、明石台二丁目、明石台三丁目、明石台四丁目、明石台五丁目、明石台六丁目、明石台七丁目、明石台八丁目、明石台九丁目、明石台十丁目
		大清水一丁目、大清水二丁目
		上桜木一丁目、上桜木二丁目
		太子堂一丁目、太子堂二丁目
		成田一丁目、成田二丁目、成田三丁目、成田四丁目、成田五丁目、成田六丁目、成田七丁目、成田八丁目、成田九丁目
		東向陽台一丁目、東向陽台二丁目、東向陽台三丁目
		ひより台一丁目、ひより台二丁目
		杜乃橋一丁目、杜乃橋二丁目
		高屋敷
明石		上犬ヶ沢、上桜ノ木、上向田、下犬ヶ沢、下折元、下桜ノ木、下寺前、下向田、杉ノ入、玉抜、原川戸、祭田、宮前
一ノ関		(下記のうち富谷スポーツセンターの部分) 臈合山
富谷		北沢、熊谷下、清水仲、高屋敷、南沢、狸屋敷 (下記のうち国道4号の西側) 源内、明坂

宮城県宮城郡利府町

	町名
	青葉台一丁目、青葉台二丁目、青葉台三丁目 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目 しらかし台一丁目、しらかし台二丁目、しらかし台三丁目、しらかし台四丁目、しらかし台五丁目、しらかし台六丁目 新中道一丁目、新中道二丁目、新中道三丁目 菅谷台一丁目、菅谷台二丁目、菅谷台三丁目、菅谷台四丁目 中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目 花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目 沢乙東、皆の丘
飯土井	全 域
利府	全 域
岩切	羽黒前
加瀬	河原、新河原、新前谷地、新町頭、新南浦、並松、町、町頭
神谷沢	赤坂、後沢、金沢、北沢の一部、化粧坂、新江渕、新日向前、新宮ヶ崎、新宮本、新横枕、館ノ内、塚元、長田、広畑の一部、南沢
沢乙	石橋、大沢西、大沢東、欠下北、欠下東、欠下南、北橋、熊野堂、玄破沢、新北橋、深山、深山前、高島下、高島前、館ヶ沢、寺下、西沢北、西沢南、前田、向山、山岸、山岸前 (下記のうち利府軽工業住宅団地の部分) 唄沢、白石沢
菅谷	赤萱、赤坂、穴ヶ沢、石場、榎、女ヶ沢、上樋の口、孝行松、孝行松下、棧敷、産野原、下樋の口、鐘撞堂、新笠菅沢、新川崎、新熊の前、新産野原、新洞風、新馬場崎前、定ヶ沢、滝ノ沢、館、寺ノ沢、西浦、西笠菅沢、西天神、馬場崎、東浦、東天神、廻、南熊ノ前、南馬場崎、明神沢、山苗代
森郷	石田、一里塚、内ノ目北の一部、内ノ目南の一部、川袋、川向、行屋、新川向、新椎ノ木前、新太子堂、新柱田、新町浦、諏訪前、関根、塚崎、仲町浦、柱田、蓮沼、堀川、町、町頭、間々合、山中、柚ノ木

宮城県黒川郡大和町

	町名
	杜の丘一丁目、杜の丘二丁目、杜の丘三丁目 学苑の一部、テクノヒルズ
小野	明通



宮城県黒川郡大衡村

	町名
	松の平二丁目

2. 特定ガス導管事業の区間

なお、当該導管と接続し、一体的に維持・運用している導管がある場合は、その部分を含みます。

都道府県	内容
宮城県	黒川郡大和町小野字新道44番地の1～黒川郡大和町流通平1番地 黒川郡大和町小野字新道44番地の1～黒川郡大衡村中央平1番

(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

項目	基準値※	備考
標準熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.20～46.00MJ/m <sup>3</sup> N	
ウォッペ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する 算出方法はガス事業法による
燃焼速度	35～47	
比重	1.0未満	空気を1.0とする
付臭剤濃度	12.0～18.0mg/m <sup>3</sup> N	原則として本市が指定する付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	5～30℃	

※ 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

(注1) 測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

(注2) 上記項目の測定記録は本市に提出していただきます。

(注3) 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

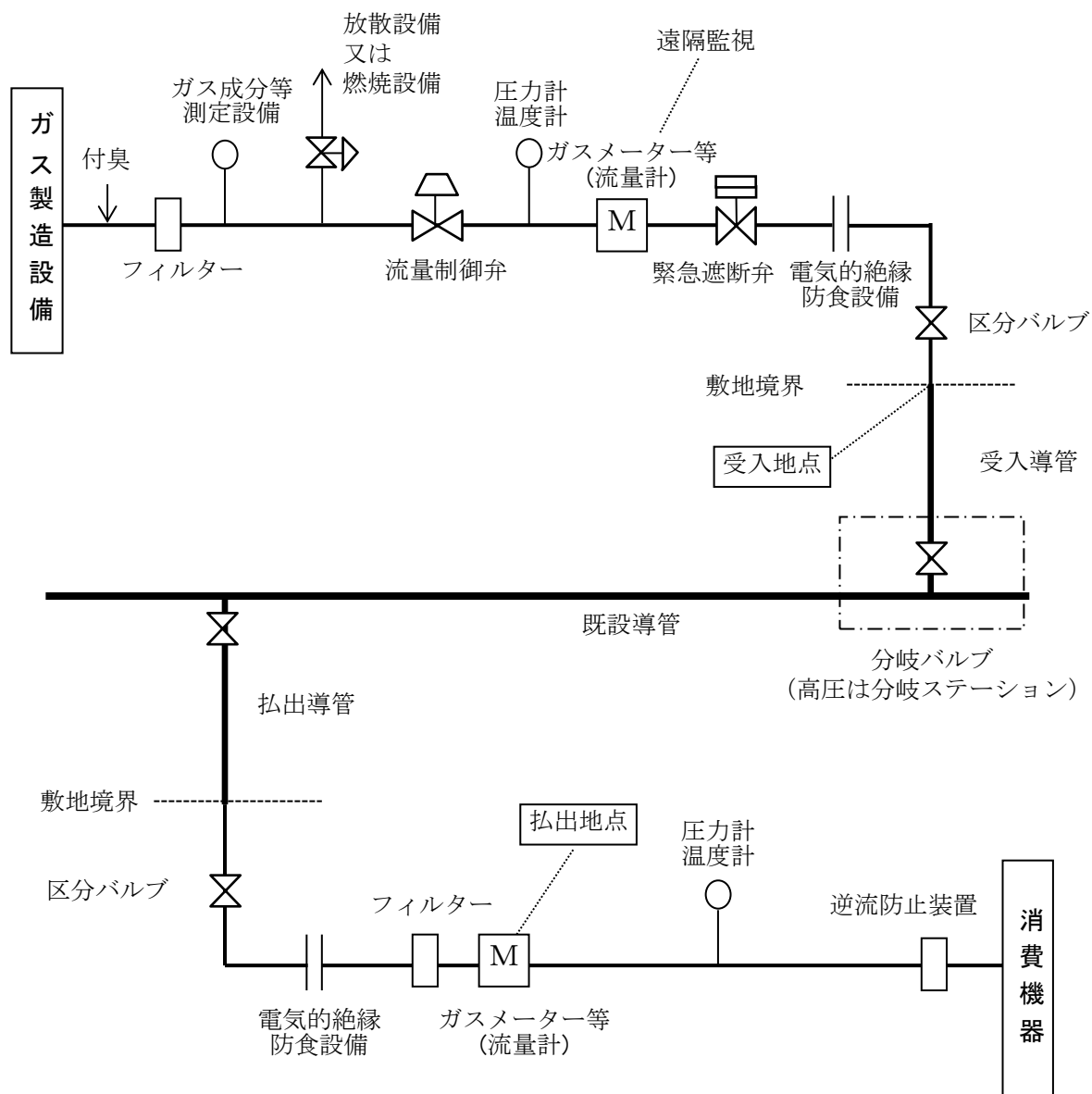
受入のために必要となる設備

設 備 名	機 能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター (流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	本市既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、本市標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要 (概念図)



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

(別表第4) 料金表

託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の〔2部料金〕と〔3部料金〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。

〔2部料金〕

1. 適用区分

(1) 45メガジュール地区

料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が20立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が100立方メートルを超え、300立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ガス量が300立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みません。)

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	420.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	48.28円
------------	--------

3. 料金表B (消費税等相当額を含みません。)

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	520.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	43.28円
------------	--------

4. 料金表C (消費税等相当額を含みません。)

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	720.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	41.28円
------------	--------

5. 料金表D (消費税等相当額を含みません。)

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	2,220.00円
---------------	-----------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	36.28円
------------	--------

〔3部料金〕

6. 適用

(1) 以下の料金表から、いずれか1つ選択していただきます。

7. 料金表E (消費税等相当額を含みません。)

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	10,600.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	100.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	22.04円
------------	--------

8. 料金表F (消費税等相当額を含みません。)

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	105,600.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	100.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	10.64円
------------	--------

9. 料金表Eの低圧加算額 (消費税等相当額を含みません。)

3(33)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。

1立方メートルにつき	2.80円
------------	-------

10. 料金表Fの低圧加算額 (消費税等相当額を含みません。)

3(33)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。

1立方メートルにつき	2.80円
------------	-------

(別表第5) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	50mm以上 300mm以下 ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100mm以上といたします。
整 圧 器	25mm以上 200mm以下

(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する本市負担額（消費税等相当額を含みません。）

(1) ガスメーターの能力別本市負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市が負担する金額
2.5立方メートル毎時以下	148,500円
4立方メートル毎時	237,600
6	356,400
10	594,000
16	950,400
25	1,485,000
40	2,376,000
65	3,861,000
100	5,940,000

(2) (1) 以外のガスメーターを設置する場合の本市負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき59,400円の割合で計算した金額といたします。

(3) 別表第1(2)の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の本市負担額は、(1)及び(2)により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

<係数>

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・ 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合・・・ 4

(別表第7) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価(消費税等相当額を含みません。)

1. 本市が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりとします。

(注入計画乖離単価)

8. 07円/m<sup>3</sup>

2. 本市と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価)

実費相当単価(円) = ガス生産・購入単価 + 製造単価

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用(以下、「ガス生産等費用」といいます。)をガスの生産及び購入等の量(以下、「ガス生産等量」といいます。)で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

$$\text{ガス生産・購入単価} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、本市が定める帳票等の算定根拠を本市に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途本市と託送供給依頼者で定めます。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

(2) 製造単価

8. 07円/m<sup>3</sup>



(別表第8) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、16 (13) の規定により算定するガス量

V<sub>1</sub> は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合 (パーセント)

(別表第9) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、16 (16) の規定により算定するガス量

P は、2.5 キロパスカルを超えて供給する圧力

V<sub>1</sub> は、ガスメーターの検針量

## (別表第 10) 料金の日割計算

### 料金の日割計算(1)

#### － 2 部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 4 のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算ガス量によります。

##### (1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

##### (2) 従量料金

別表第 4 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

#### － 3 部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

##### (1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金＋流量基本料金×契約最大流量) ×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第 4 の料金表における流量基本料金
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

##### (2) 従量料金

別表第 4 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

## 料金の日割計算(2)

### － 2部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

#### (1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×(30－供給中止期間の日数)／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### (2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

### － 3部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

#### (1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金＋流量基本料金×契約最大流量)×(30－供給中止期間の日数)／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### (2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。